調理師法施行細則

(昭和三十四年福岡県規則第六十号)

の一部を次のように改正する

様式第一号から様式第四号までの様式を次のように改める。

福岡県規則第七十一号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

増 第 和 百 年 六 主 刊 十 月 \equiv 十 Ŧī. 号 (2)

H

目 次

○調理師法施行細則の ○県が管理する港湾施設の概要の一部改正 ○栄養士法施行細則の 示 (第九百九十四号) 一部を改正する規則 部を改正する規則

告

規

則

第七十一号・第七十二

二号

規 則

港

湾

課

(健康増進課) 健康増進課

六

報

調理師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十二月二十五日

福岡県知事

小 Ш 洋

定期発行日 每週火金曜日

様式第1号(第9条関係)

調理師名簿訂正及び免許証書換交付申請書

年 月 日

日

福岡県知事殿

住 所 〒

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月

電話番号

下記のとおり調理師名簿登録事項に変更を生じたので、名簿訂正の上、調理師免許証を書き換えて交付するよう、調理師法施行令第11条第1項及び第13条第1項の規定により申請します。

記

1 登録番号

笙

문

2 登録年月日

年 月 日

3 変更事項

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 (国 籍)		
ふりがな		
氏 名	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望		有・無
通称名		
性 別	男・女	男・女

4 変更年月日

年 月 日

5 変更理由

備考1 調理師免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

福岡県知事殿

申請者 住 所 〒

ふりがな 氏 名 電話番号 登録者との続柄

下記のとおり調理師名簿登録の消除をするよう、調理師法施行令第12条の規定により申請します。

記

1 本籍地都道府県名(国籍)

ふりがな

- 2 氏 名
- 3 生年月日

年 月 日

- 4 登録番号及び登録年月日 第 号 年 月 日
- 5 消除を申請する理由
- 備考 1 調理師免許証を添付すること。ただし、調理師免許証を添付できないとき は、その理由を明らかにする書類を添付すること。
 - 2 死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 4 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第3号(第11条関係)

調理師免許証再交付申請書

年 月 日

福岡県知事殿

住 所 〒

ふりがな氏名

性 別 男・女

生年月日 年 月 日

電話番号

下記の調理師免許証を(破った ・ 汚した ・ 失った)ので、調理師法施行令第 14 条第 1 項の規定により、調理師免許証の再交付を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 本籍地都道府県名(国籍)
- 備考1 該当する文字を○で囲むこと。
 - 2 調理師免許証を破ったとき又は汚したときは、その調理師免許証を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 4 この様式は九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

5

様式第4号(第12条関係)

調理師免許証返納届

年 月 日

福岡県知事 殿

本籍地都道府県名 (国籍)

住所

電話番号 返納者氏名 本人との続柄

調理師法施行令(昭和33年政令第303号)第15条の規定により免許証を 返納します。

記

- 1 免許証返納の理由
- 2 免許を受けていた者の住所、氏名及び生年月日

住所

ふりがな

氏名

生年月日

年 月 日

3 登録番号及び免許年月日

番 号 福岡県 第 号

年月日 年 月 日

様式第1号(第2条関係)

栄養士免許申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

本籍地都道府県名(国籍)

住 所 〒

ふ り が な

氏 性 名 別

男 · 女

生年月日

年 月

電話番号

栄養士法施行令第1条第1項の規定により、下記のとおり栄養士免許を申請します。

記

1 罰金以上の刑に処せられたことの有無

有・無

日

(有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日を次に記入すること。)

2 栄養士法第1条に規定する業務に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有・無

(有の場合は、違反の事実及び年月日を次に記入すること。)

3 旧姓併記の希望の有無

有・無

4 希望する旧姓又は通称名

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を 書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第2号(第2条関係)

栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 〒

ふりがな 氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

下記のとおり変更を生じたので、栄養士法施行令第3条第1項及び第5条第1項の規定により、栄養 士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付を申請します。

記

第 1 登録番号 号

年 月 日 2 登録年月日

3 変 更 事 項

	変 更 前	変	更 後
本籍地都道府県名 (国 籍)			
ふ り が な			
氏 名	(旧姓)	(旧姓)	
旧姓併記の希望		有	· 無
通 称 名			
性別	男・女	男	· 女

- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変 更 理 由
- 備考 1 栄養士免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 3 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を 書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第3号(第2条関係)

栄養士名簿登録抹消申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所

氏 名(本人との続柄)電話番号

栄養士法施行令第4条第1項の規定により、下記のとおり栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 本籍地都道府県名(国籍)

ふりがな

4 氏 名

5 性 別 男·女

6 生年月日 年 月 日

7 抹消理由の生じた年月日 年 月 日

8 抹消理由 (死亡・失踪・その他)

- 備考 1 栄養士免許証を添付すること。ただし、栄養士免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。
 - 2 抹消理由が死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本若しくは抄本、死亡診断書又は失踪の宣告を 受けたことを証する書類を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 4 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第4号(第2条関係)

栄養士免許証再交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 〒

 氏
 名

 性
 別
 男
 ・
 女

 生年月日
 年
 月
 日

 電話番号

下記の栄養士免許証を(破った・汚した・失った)ので、栄養士法施行令第6条第1項の規定により、栄養士免許証の再交付を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 本籍地都道府県名(国籍)

備考 1 該当する文字を○で囲むこと。

- 2 栄養士免許証を破ったとき又は汚したときは、その栄養士免許証を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛 先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第5号(第2条関係)

栄養士免許証返納届

年 月 日

福岡県知事 殿

本籍地都道府県名(国籍)

住 所 〒

電話番号

返納者氏名

本人との続柄

栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)(第6条第5項・第8条第1項前段・第8条 第1項後段・第8条第3項)の規定により、免許証を返納します。

記

- 1 免許証返納の理由
- 2 免許を受けていた者の住所、氏名及び生年月日

生年月日 年 月 日

3 登録番号及び登録年月日

 番 号 福岡県第
 号

 年月日
 年
 月
 日

※受付印欄

備考 1 (第6条第5項・第8条第1項前段・第8条第1項後段・第8条第3項) の部分 は、該当する根拠規定を○で囲んでください。

2 ※の欄は、記入の必要はありません。

新松山13号泊地

附 則

この規則は、 令和三年一月一日から施行する。

告

示

県が管理する港湾施設の概要 福岡県告示第九百九十四号 (昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一

令和二年十二月二十五日

部を次のように改正する。

福岡県知事 小 Ш

洋

め、

同表道路の部新松山1号線の項を次のように改める。

苅田港(1)水域施設の表泊地の部新松山7号A泊地の項を次のように改める。

南港7号A泊地 苅田港南第1号燈浮標から 7号A岸壁前面まで -7.5

1.173

同部新松山13号泊地の項を次のように改める。

新松山13号岸壁前面 -13.0 (暫定-10.0)

205

同表護岸の部南港7号D岸壁取付護岸Bの項の次に次のように加える。 同港22外郭施設の表中「1丁田」を「一丁田」に、 「2 丁Ⅱ」を「□丁Ⅲ」に改め、

新松山C護岸 新松山13号岸壁取付護岸 新松山5号E岸壁取付護岸 新松山5号A岸壁取付護岸 京都郡苅田町新松山四丁目2番地 京都郡苅田町新松山四丁目2番地 京都郡苅田町新松山四丁目3番地 京都郡苅田町鳥越町12番地 35 20 30 29 1.7 3.5 20 15

同港(3)係留施設の表岸壁の部新松山5号D岸壁の項の次に次のように加える。

20	н	40,000	260	- 13.5 (暫定 - 10.0)	京都郡苅田町新松山 四丁目1番地	新松山 13号 岸壁
20	1	6,000	130	-7.5 (暫定-5.5)	京都郡苅田町新松山 四丁目3番地	新松山7号岸 壁
20	1	2,000	100	- 5.5	京都郡苅田町新松山 四丁目3番地	新松山5号E 岸壁

同港4臨港交通施設の表中「2丁目」を「二丁目」に、 「3丁田」を 「川丁四」に改

多区日1万城	\$6.1 1.14.5¢
新松山5号E岸壁	京都郡苅田町鳥越町13番2地先 県道新北九州空港線との交差点
, ∞	7.75
1,039	

同部新松山2号線の項の次に次のように加える。

120.9	٥	新松山5号B岸壁	ANTEN OF TANK
1900	0	新松山2号線との交差点	が こころ 中谷
120.3	O	新松山5号A岸壁取付護岸	ALLY THE A LANGE
1900	0	新松山2号線との交差点	新大山 / 中海

同港(6)荷さばき施設の表荷さばき地の部南港13号荷さばき地の項の次に次のように

加える。